



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 50/2014年12月号

発行日：2014年12月22日

強い寒波の影響で寒い日が続いており、全国各地での積雪被害などの話題が報じられています。  
 また、インフルエンザなど、体調を崩している方も多くなってきた気がします。  
 慌ただししい年の暮れではありますが、体調に気を付けて、よいお正月を迎えたいものです。

### I. 最新情報（2014年11月1日～2014年11月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年11 月7日	委員 会報 告等	「会計制度委員会 報告第15号「特 別目的会社を活用 した不動産の流動 化に係る譲渡人の 会計処理に関する 実務指針」の改正 について」及び 「「特別目的会社 を活用した不動産 の流動化に係る譲 渡人の会計処理に 関する実務指針に 関するQ&A」の改正について」 並びに「公開草案 に対するコメント の概要及び対応」 について	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成26年11月4日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の改正について」及び「「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」の改正について」を同日付けて公表しましたのでお知らせします。 当協会では、会計基準の改正等に対応した改正を適宜行っておりますが、今般、現在適用されている一連の会計制度委員会報告等について字句修正等の見直しを行いました。本改正もその所要の見直しの一環として行ったものです。 <主な改正内容> 1. 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」 ・平成13年3月31日までに行われた不動産の流動化取引に関する経過措置規定の削除（第24項） ・不動産の流動化取引の更新時の適用及び会計処理の明確化（第21-2項） ・現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等	本改正は、会計処理の明確化により実務対応が必要なものを含むため、平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用としております。

			<p>2. 特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ &amp; A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記1において、経過措置（第24項）を削除することに伴うQ5の削除</li> <li>・現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等</li> </ul>	
2014年11月12日	その他	「金融商品会計に関するQ&A」の改正について	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成26年11月4日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「金融商品会計に関するQ&amp;A」の改正について」を同日付で公表しましたのでお知らせします。</p> <p>当協会では、会計基準の改正等に対応した改正を適宜行っておりますが、今般、現在適用されている一連の会計制度委員会報告等について字句修正等の見直しを行いました。本改正もその所要の見直しの一環として行ったものです。</p> <p>&lt;主な改正内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 持分法の適用対象となっている子会社及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱いの明示（Q16）</li> <li>2. 現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等</li> </ol>	本改正は現行の取扱いを変更するものではないため、公表日（平成26年11月4日）から適用としております。
2014年11月12日	委員会報告等	「会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」について	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成26年11月4日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」の改正について」を同日付で公表しましたのでお知らせします。</p> <p>当協会では、会計基準の改正等に対応した改正を適宜行っておりますが、今般、現在適用されている一連の会計制度委員会報告等について字句修正等の見直しを行いました。本改正もその所要の見直しの一環として行ったものです。</p> <p>&lt;主な改正内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「設例4 複数の外貨建金銭債権債務等と為替予約等との対応」における売掛金への為替予約の振当計算の明確化</li> <li>2. 「設例7 外貨建満期保有目的債券を為替予約でヘッジした場合の会計処理」の修正</li> <li>3. 現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等</li> </ol>	本改正は現行の取扱いを変更するものではないため、公表日（平成26年11月4日）から適用としております。

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

#### 4. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

#### 5. その他

特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

今回は、税務に関連するトピックスについて解説致します。

#### 1) 通勤手当の非課税限度額の引上げについて

##### 1. 改正の内容

平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第338号）が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、平成26年10月20日に施行され、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

この改正に伴う通勤手当の非課税限度額は下記のとおりとなります。

区分		改正後	改正前
①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 100,000 円）	同左
②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	片道の通勤距離		
	55キロメートル以上	31,600円	24,500円
	45キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	
	35キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	20,900円
	25キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	16,100円
	15キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	11,300円
	10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	6,500円
	2キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円	4,100円

	2キロメートル未満	全額課税	同左
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 100,000円）	同左
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額の合計額（最高限度 100,000円）	同左

## 2. 改正後の非課税規定の適用

改正後の非課税規定は、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

- (1)平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当
- (2)平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で4月1日以後に支払われるもの
- (3)(1)又は(2)の通勤手当の差額として追加支給されるもの

## 3. 課税済みの通勤手当についての精算

(1)既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われているはずですが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額については、本年の年末調整（または確定申告）の際に精算することになります。

(2)年末調整における精算は具体的には、次のような手順で行います。

イ 既に改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ 「平成26年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」といいます。）の「年末調整」欄の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、イの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ また、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等①」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の「計①」欄の金額からロの新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

ニ 以上により、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

(3)精算時の支給者側の会計処理ですが、当初課税通勤手当として支給していた部分が、今回の限度額引き上げに伴い非課税通勤費に該当することになる場合には、その精算分にかかる消費税区分が不課税仕入から課税仕入に変わることとなりますので注意が必要です。

## 4 給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

なお、年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付する必要がある、この源泉徴収票に基づいてご本人が確定申告等を行うこととなります。

## 2) マイナンバー制の導入について

平成26年10月に、国税庁ホームページにて「社会保障・税番号制度について」というページが開設されました。このページでは、平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称、番号法）」の概要や税務手続に与える影響などが記載されています。

### 1. 制度導入の目的

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものとされています。

個人番号については、まずは社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定して導入されます。一方、法人番号については、広く一般に公表されるものであり、官民間問わず様々な用途で活用が可能とされています。

### 2. 制度の概要

#### (1) 個人番号・法人番号の通知等

個人番号については、市町村長が、住民票コードを変換して得られる番号を指定し、通知カードにより通知します。法人番号については、国税庁長官が、法務省の有する会社法人等番号等を基礎として指定し、書面により通知します。また、法人等の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）については、原則として、インターネットを利用して検索・閲覧可能なサービスを提供することとされています。

#### (2) 国税分野での利活用

国税分野においては、確定申告書、法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、個人番号・法人番号を用いて、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税に資するものと考えられています。

#### (3) 納税者等の利便性の向上

社会保障・税番号制度の導入に伴い、①住民基本台帳ネットワークシステムを活用した、確定申告手続における住民票の添付省略、②国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の電子的提出先を地方税当局へ一元化することが考えられ、納税者等の利便性が向上することが期待されています。

### 3. 導入のスケジュール

社会保障・税番号制度の導入スケジュールは、現在のところ、平成27年10月から個人番号・法人番号の通知、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始することが予定されています。

これを踏まえると、税分野での利用は、「番号法整備法」に基づき、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、申請書等については平成28年1月以降に提出すべきものから個人番号・法人番号の記載が開始されることとなります。

なお、平成26年12月5日に国税庁のホームページに「税務関係書類の番号法に伴う修正内容の情報提供」が掲載され、導入後に使用される支払調書等のイメージが公開されております。さらに今後、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書などの様式の改定案も順次公表される予定です。

### 4. 導入後の税務手続について

番号法整備法や税法の政省令の改正により、税務署等に提出される申告書・法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することが義務付けられることにより、納税者の方や法定調書提出義務者の方は、申告書・法定調書等の税務関係書類を税務署等に提出する場合には、その提出される方や一定の方に係る「個人番号・法人番号」の記載が必要となるほか、法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける方は、法定調書の提出義務者の方に対して個人番号・法人番号を通知することなどが必要となります。

個人番号の提供に際しては、本人確認が厳格に行われることが見込まれており、法定調書等の作成、提出に際しての手間が増えることも想定されます。

導入はまだ先ですが、今後の動向を見守りたいと思います。

以上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703